

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更(五件) …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課) …一
- 建築基準法による一団地の区域 ……………二
- (都市整備局市街地建築部建築指導課) …二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等 ……………三
- (環境局総務部環境政策課) …三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 ……………九
- (環境局環境改善部化学物質対策課) …九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 ……………(同) …〇
- 食品衛生管理者登録講習会の登録 ……………二
- (保健医療局健康安全全部健康安全課) …二
- 開発行為に関する工事完了 ……………二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 ……………三
- (産業労働局商工部地域産業振興課) …三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 ……………(同) …三

### 告示

●東京都告示第千二百六十六号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
 令和五年十二月十八日

一 都市計画の種類  
 東京都都市計画用  
 途地域

第一種低層住居専用地域  
 削除する部分  
 目黒区駒場四丁目、世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各地上  
 追加する部分  
 第一種中高層住居専用地域  
 目黒区駒場四丁目、世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各地上

二 関係図書の縦覧  
 場所  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)並びに目黒区役所及び世田谷区役所  
 変更する部分  
 世田谷区代沢一丁目地内

●東京都告示第千二百六十七号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子  
 都市計画を定める土地の区域  
 区計画

有楽町・銀座  
 変更する部分  
 千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地上

二 関係図書の縦覧  
 場所  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)並びに千代田区役所、中央区役所及び港区役所

### ●東京都告示第千二百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
 令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子  
 都市計画を定める土地の区域  
 区計画

追加する部分  
 都市高速道路 第一号線  
 港区東新橋一丁目、新橋一丁目、中央区浜離宮庭園、銀座一丁目、

銀座二丁目、銀座三丁目、銀座八丁目、築地一丁目、築地二丁目、新富一丁目、新富二丁目、八丁堀四丁目、京橋三丁目、八重洲二丁目及び千代田区丸の内一丁目各地方内

変更する部分  
中央区新富一丁目地内

都市高速道路  
第四号線

追加する部分  
中央区八重洲二丁目及び銀座二丁目各地方内

削除する部分  
千代田区丸の内一丁目、丸の内三丁目及び中央区八重洲二丁目各地方内

変更する部分  
千代田区大手町二丁目、丸の内一丁目、中央区日本橋本石町一丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目各地方内

都市高速道路  
第八号線

廃止する部分  
港区東新橋一丁目、新橋一丁目、中央区浜離宮庭園、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、八重洲二丁目、京橋三丁目、八丁堀四丁目、千代田区内幸町一丁目、有楽町二丁目及び丸の内三丁目各地方内

都市高速道路  
晴海線

削除する部分  
中央区築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地六丁目、築地七丁目、明石町及び新富二丁目各地方内

幹線街路補助

削除する部分

線街路第百五十三号線

中央区新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目及び明石町各地方内

変更する部分

中央区入船三丁目、明石町、湊三丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目及び晴海一丁目各地方内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千二百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類  
立川都市計画道路

三・五・二十号東大和武蔵村山線

削除する部分  
武蔵村山市神明二丁目及び中藤一丁目各地方内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千二百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により小金井都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類  
小金井都市計画道路

三・四・七号  
府中清瀬線  
削除する部分  
小金井市貫井北町四丁目地内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千二百七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区霞が関一丁目九番及び十番 令和五年十一月二十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千二百七十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連絡路)建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

首都高速道路株式会社

代表取締役 前田 信弘

千代田区霞が関一丁目四番一号

(二) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連絡路)建設事業

道路の改築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能確保するため、現在の東京都市計画道路都市高速道路第四号線と東京都市計画道路都市高速道路第一号線を地下で結ぶ新京橋連絡路を設置し、関連工事として出入口の設置と東京都市計画道路都市高速道路第一号線の掘削区間(新金橋から亀井橋まで)の擁壁の更新等を実施するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和五年十二月十八日から令和六年一月九日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに令和五年十二月二十九日、令和六年一月二日及び同月三日を除く。

なお、令和五年十二月二十九日から令和六年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

イ 千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 中央区環境土木部環境課

エ 中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

工 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

**環境に及ぼす影響の評価の結論**

事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測評価を行いました。  
環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表1に示すとおりです。

表 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の施行中（建設機械の稼働）》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度（日平均値の年間98%値）の最大値は、0.055ppmと予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足します。</p> <p>建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の大気中における濃度（日平均値の年間2%除外値）の最大値は、0.043mg/m<sup>3</sup>と予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足します。</p> <p>《工事の施行中（工事用車両の走行）》</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の大気中における濃度（日平均値の年間98%値）の最大値は、0.039ppmと予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足します。</p> <p>工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中における濃度（日平均値の年間2%除外値）の最大値は、0.035mg/m<sup>3</sup>と予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足します。</p>

表 1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の完了後（自動車の走行）》</p> <p>【自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】自動車の走行に伴う二酸化窒素の大気中における濃度（日平均値の年間98%値）の最大値は、計画道路の供用時に0.041ppm、道路ネットワークの整備完了時に0.042ppmと予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足します。</p> <p>自動車の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中における濃度（日平均値の年間2%除外値）の最大値は、計画道路の供用時に0.035mg/m<sup>3</sup>、道路ネットワークの整備完了時に0.035mg/m<sup>3</sup>と予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足します。</p> <p>《工事の完了後（換気所の供用）》</p> <p>【換気所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】換気所の供用に伴う二酸化窒素の大気中における濃度の最大値（日平均値の年間98%値）は、計画道路の供用時に0.039ppm、道路ネットワークの整備完了時に0.039ppmと予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足します。</p> <p>換気所の供用に伴う浮遊粒子状物質の大気中における濃度の最大値（日平均値の年間2%除外値）は、計画道路の供用時に0.035mg/m<sup>3</sup>、道路ネットワークの整備完了時に0.035mg/m<sup>3</sup>と予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足します。</p>
騒音・振動	<p>《工事の施行中（建設機械の稼働）》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベル】</p> <p>「建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル」の最大値は、72dBと予測し、評価の指標とした規制基準（S5dB以下）及び報告基準（80dB以下）を満足します。</p> <p>「建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル」の最大値は、64dBと予測し、評価の指標とした規制基準（75dB以下）及び報告基準（70dB以下）を満足します。</p>



表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
地盤	<p>《工事の完了後》</p> <p>【施設存在に伴う地盤の変形範囲及び変形程度】</p> <p>開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とはほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、圧密沈下量の予測結果は、表 8.3-26 に示すとおり、0~2mmと予測します。これは、圧密沈下における許容最大沈下量 20mm<sup>※1</sup>と比較して小さいことから、「施設存在に伴う地盤の変形範囲及び変形程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置してはいますが、大部分は、不透水層である上総層群の粘性土層 (Kao) に位置してはいます。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とはほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さく、地下水の水位の変化による地盤への影響は小さいと予測します。工事の完了後、シールド区間は、遮水性の高い構造物とすることで、対象事業地内への地下水湧出を抑制することにより、地下水の水位に与える影響は小さく予測します。さらに、環境保全のための措置として、工事の完了後に、地下水の水位及び地盤変位等について、影響を適切に把握できる地点で計測することにより、モニタリングを行います。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足します。</p> <p>【地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度】</p> <p>開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とはほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水の水位の変化量の予測結果は、表 8.3-27及び図 8.3-25~図 8.3-30に示すとおり、-0.29~+0.27mと予測します。地下水の水位の変化量は、おおむね季節変動の範囲であることから「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の粘性土層 (Kao) に位置してはいます。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とはほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さいと予測します。</p> <p>工事の完了後、シールド区間は、遮水性の高い構造物とすることで、対象事業地内への地下水湧出を抑制することにより、地下水の水位に与える影響は小さく予測します。また、「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。さらに、環境保全のための措置として、工事の完了後に、地下水の水位及び地盤変位等について、影響を適切に把握できる地点で計測することにより、モニタリングを行います。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

注1) 「地盤沈下とその対策」(監修 環境庁水質保全企画課)

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
水循環	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度】</p> <p>開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とはほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水の水位の変化量の予測結果は、-1.23~+0.14mと予測します。地下水の水位の変化量は、おおむね季節変動の範囲であることから「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置してはいますが、大部分は、不透水層である上総層群の粘性土層 (Kao) に位置してはいます。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とはほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さく予測します。なお、シールドトンネル工法は、シールドトンネルによる地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立てて、剛性及び遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法です。シールド区間の工事の施行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。また、地下水の水位及び地盤変位等について、影響を適切に把握できる地点で計測することにより、工事の影響を常にモニタリングしながら施工管理を行います。そのため、「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>さらに、環境保全のための対策として、開削トンネル工事においては、掘削側面に対し、切欠掘削等の対策、止水のための地盤改良等の採用により、地盤の安定性向上及び地下水湧出の防止対策を実施します。また、地下水の水位及び地盤変位等について、影響を適切に把握できる地点で計測することにより、工事の影響を常にモニタリングしながら施工管理を行います。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物の存在等による地下水の水位の変化の程度】</p> <p>開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とはほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水の水位の変化量の予測結果は、-0.29~+0.27mと予測します。地下水の水位の変化量は、おおむね季節変動の範囲であることから「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の粘性土層 (Kao) の一部に位置してはいますが、大部分は、不透水層である上総層群の粘性土層 (Kao) に位置してはいます。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とはほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測します。工事の完了後、シールド区間は、遮水性の高い構造物とすることで、対象事業地内への地下水湧出を抑制することにより、地下水の水位に与える影響は小さく予測します。また、「地下構造物の存在等による地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。さらに、環境保全のための措置として、工事の完了後に、地下水の水位及び地盤変位等について、影響を適切に把握できる地点で計測することにより、モニタリングを行います。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

表1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観	<p>≪工事の完了後≫</p> <p>【施設が存在及び換気所の存在に伴う主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>対象事業は、大部分の区間にトンネル構造を採用しており、一部区間で擁壁構造を計画しています。また、既設の鍛冶橋換気所を現在と同じ場所に、現況と同程度の高さ及び幅（短辺方向の幅は現況と同等、長辺方向の幅は現況より若干大きくなる）で造り替えることを計画しています。あわせて、都心環状線接続部付近に周辺建物より低い管理施設を新たに設置します。これらにより、対象事業地周辺の主要な景観構成要素である、近代建築、大規模建造物、橋りょうは改変されません。</p> <p>対象事業地周辺は、人工物が多い市街地を中心とした景観となっており、対象事業の実施により、地域景観の特性に変化は生じません。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、換気所、管理施設、道路附属施設の色、意匠、外構等については、景観法、東京都景観条例、千代田区景観まちづくり条例に基づき必要な手続等を実施するとともに、関係機関との協議を踏まえ、地域の景観づくりに寄与するように、今後、詳細な検討を行い景観に配慮します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出を工夫すること」及び「地域の景観を先導する新たな空間を形成するよう工夫すること」を満足します。</p>

表1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
史跡・文化財	<p>≪工事の施行中≫</p> <p>【計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度】</p> <p>国登録の文化財の「大野屋總本店店舗」は、擁壁構造の区間の沿道に位置し、直接改変はありません。</p> <p>中央区指定文化財の「京橋の親柱」は、トンネル構造のソールド区間の沿道に位置し、ソールド区間の掘削深度（約30m）を考慮すると直接改変はないと考えられます。工事の施行中における地盤及び地下水位の変化の程度については、「8.3地盤 8.3.2予測（5）予測結果 ア、工事の施行中（イ）ソールド区間」（270ページ参照）に示すとおり、ソールド区間の工事の施行中は、地盤及び地下水位に与える影響は小さいと考えられるため、「京橋の親柱」には影響を及ぼさないと予測します。また、ソールド区間の工事の施行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。さらに、地下水の水位及び地盤変位等について、影響を適切に把握できる地点で計測することにより、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p> <p>また、対象事業地沿道の文化財等は、文化財等管理者からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図り、文化財等への影響の低減に努めることから、「計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度」は小さいと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足します。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地として、対象事業地内には丸の内一丁目遺跡、対象事業地沿道には丸の内三丁目遺跡、中央区№.8遺跡及び八重洲二丁目（第2次）遺跡が存在します。なお、対象事業地及びその沿道は、江戸遺跡の範囲内に位置しています。そのため、東京都教育委員会、千代田区教育委員会、中央区教育委員会からの指示及び関係機関との協議に基づき事前に適切な対応を図り、埋蔵文化財包蔵地への影響の低減に努めます。</p> <p>また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、文化財保護法に基づき、関係機関と協議し適切な対応が図られることから、「埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」は小さいと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足します。</p>

表1 (9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p>「工事の施行中」</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は変更の程度】</p> <p>対象事業地内に存在する楓川新富橋公園及び築地川亀井橋公園は、対象事業の実施に伴い一時撤去しますが、当該公園の近傍にはそれぞれ代替となる新金橋児童遊園、京橋公園及び築地川祝橋公園が存在するため、自然との触れ合い活動の場への著しい影響を回避できます。ウオーキングコースの京橋コース（銀座・新川・新富）は、対象事業の実施に伴いコースの一部である三吉橋を一時撤去しますが、当該跨道橋の近傍には代替となる築地橋が存在するため、歩行者へう回路を示すことで、自然との触れ合い活動の場への著しい影響を回避できます。また、当該公園・跨道橋の一時撤去・復旧に当たっては、効率的な工事方法を検討することで影響の低減に努めます。したがって、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は変更の程度」は小さいと予測します。</p> <p>また、公園の復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」（平成31年3月）に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることから、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標のうち、「4 質の高い生活環境の創出」に資する公園になります。</p> <p>以上のことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅又は変更を生じさせないこと」、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと」、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標」を満足します。</p>

表1 (10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p>「工事の完了後」</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は変更の程度】</p> <p>対象事業地内に存在する楓川新富橋公園及び築地川亀井橋公園は、対象事業の実施に伴い一時撤去しますが、同位置と同規模の公園の復旧を行うことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅」はありません。復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」（平成31年3月）に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることとし、今後詳細な検討を行います。京橋コース（銀座・新川・新富）は、三吉橋（新富一丁目～築地一丁目）の架け替えにより、工事の完了後も現況と同様のコースが維持されるため、ウオーキングコースの京橋コース（銀座・新川・新富）への影響はありません。したがって、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は変更の程度」は小さいと予測します。</p> <p>また、公園の復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」（平成31年3月）に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることから、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標のうち、「4 質の高い生活環境の創出」に寄与します。</p> <p>なお、中央区が公表した「築地川アムネア整備構想」（令和元年9月）によれば、「首都高速の築地川区間（船制区間）の上部空間を活用することで、現在分断されている銀座と築地のまちをつなぎ、快適かつ良好な新たな都市空間の創出を目指す」とされており、将来的には対象事業地周辺の自然との触れ合い活動の場が拡充されることが期待されていることから、公園の復旧に当たっては、中央区との調整を行い今後詳細な検討を行います。</p> <p>以上のことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅又は変更を生じさせないこと」、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと」、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標」を満足します。</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【施設の建設に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>施設の建設に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物の排出量は、建設汚泥を除く建設廃棄物は約130,000t、建設汚泥は約255,900㎡、建設発生土は約278,100㎡と予測します。</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、金属くず等の建設廃棄物、建設発生土の再利用・再資源化は、「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都）に定められた都関連工事の達成基準値を上回るよう再利用・再資源化に努めることから、達成基準値を満足します。</p> <p>建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設発生土の有効利用を行います。受入地については、工事実施段階において、関係機関と協議の上決定します。</p> <p>建設汚泥は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省、平成18年6月）」及び「東京都建設泥土リサイクル指針（東京都、令和3年4月）」に基づき、発生抑制、再生利用に努めることから、達成基準値を満足します。</p> <p>再資源化が困難な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に示される適正処理の方針に基づき、適正に処理を行い、工事施行時に特別産業管理廃棄物が確認された場合は、同法律に基づき適切に対処します。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行うなど、廃棄物等の発生抑制に努めます。余剰材を発生させない施工計画を採用する等、廃棄物の発生の抑制に努め、排出量を把握するとともに、現場内での分別解体等を行い、関係法令を遵守し、適切に処理します。</p> <p>以上により、評価の指標である「東京都建設リサイクル推進計画」に定める達成基準値、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、東京都廃棄物条例、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に定める事業者の責務を果たすと考えます。</p>

●東京都告示第千二百七十三号

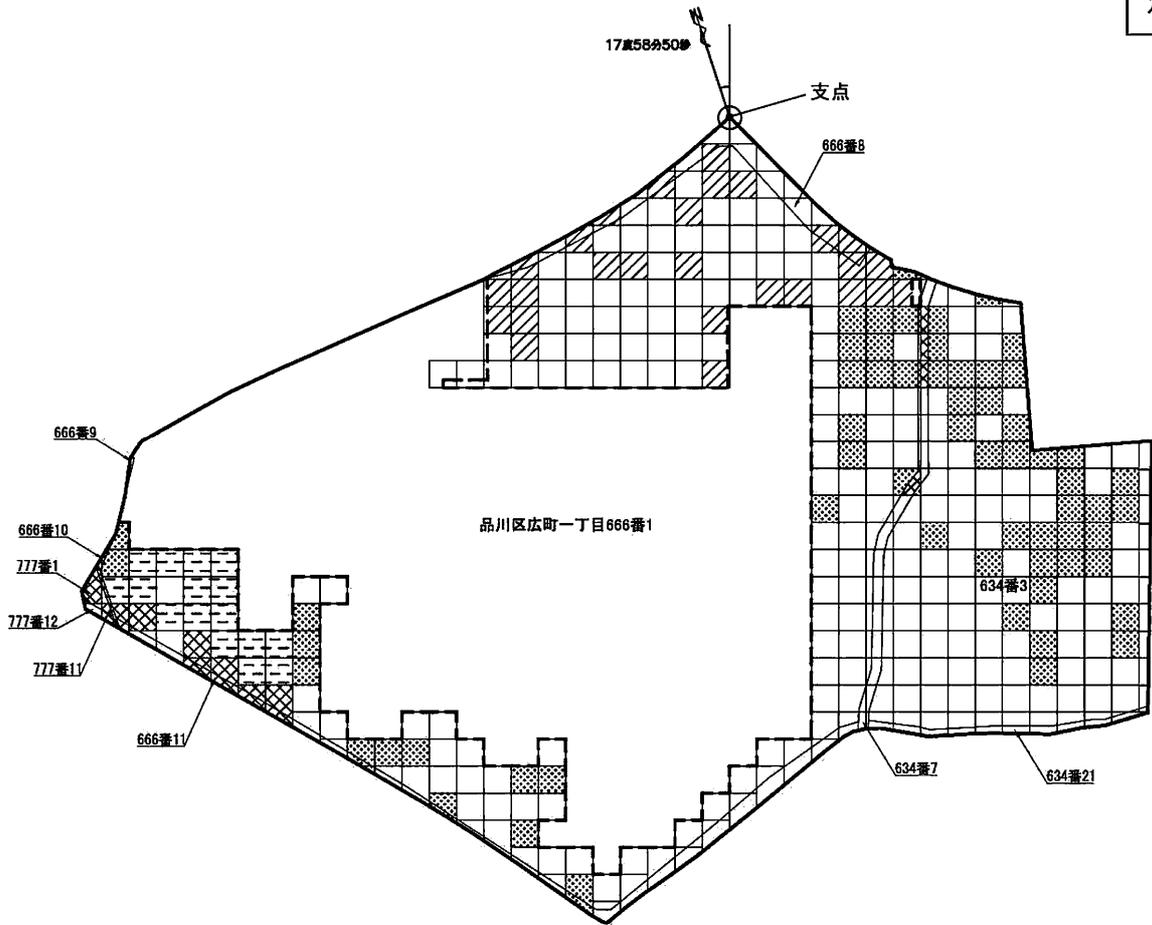
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区広町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界    - - - - 調査対象地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第863号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第1425号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(平成31年東京都告示第647号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)

【支点】

支点は、品川区広町一丁目666番8の最北端とする。

【格子の回転角度(17度58分50秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第六百七十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月十八日

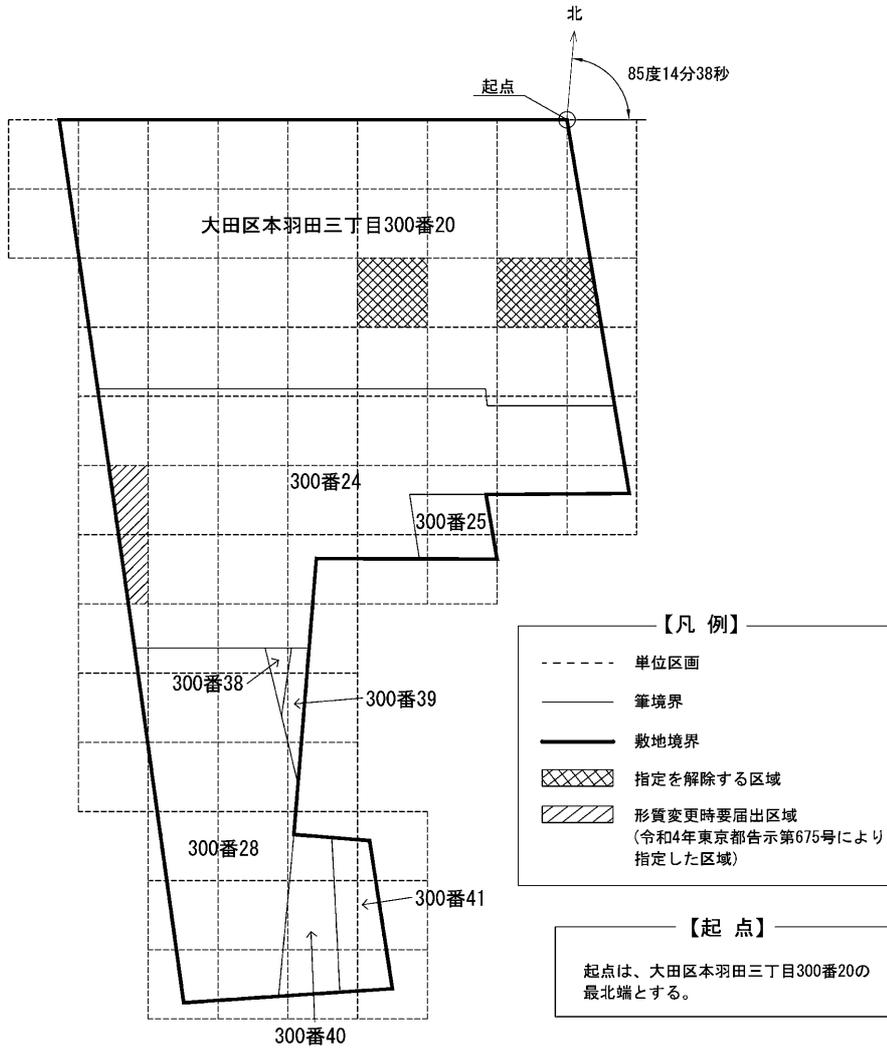
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区本羽田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度 (85度14分38秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百七十五号

食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号) 第四十八条第六項第四号に規定する講習会として、次のとおり登録したので、食品衛生法施行令 (昭和二十八年政令第二百二十九号) 第三十四条第一号の規定に基づき告示する。

令和五年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人日本食品衛生協会

渋谷区神宮前二丁目六番一号

二 講習会の実施期間

令和六年三月五日から同年八月十六日まで

三 登録年月日

令和五年十二月七日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

二 青梅市藤橋二丁目百三十四番 西東京市北原町三丁目二番  
二十二号  
株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行  
 武蔵村山市残堀五丁目百一番  
 五 武蔵村山市三ツ木二丁目四  
 十六番地の一 田代 隆久  
 福生市大字熊川字東四百六十  
 五番一 十六番三号  
 株式会社東栄住宅  
 代表取締役 佐藤 千尋  
 国立市東三丁目十一番六  
 小平市鈴木町一丁目四百七  
 十二番地四十  
 誠賀建設株式会社  
 代表取締役 加賀美 誠

青梅市新町五丁目二十三番三  
 十四 新宿区高田馬場三丁目四十  
 六番二十五号  
 アイディホーム株式会社  
 代表取締役 富田 博文  
 青梅市梅郷一丁目百七番二、  
 百十一番一、百十二番二及び  
 二十二号  
 株式会社アーネストワン  
 代表取締役 松林 重行

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団  
 体) において団体名及びその代表者の氏名」「(二)住所(団  
 体) において所在地」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和五年十二月十八日から四月以内に東京都産業  
 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
 号)に到着するように提出してください。  
 令和五年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アメリカ三和町田根岸店
- 二 店舗所在地 町田市根岸二丁目十八番地一
- 三 設置者名 株式会社三和
- 四 設置者住所 町田市金森四丁目一番二号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)コミュニティーガーデン  
忠生計画
- 六 変更後の店舗名 アメリカ三和町田根岸店
- 七 変更前の店舗所在 町田市根岸町字二十二号二百三十  
番七ほか
- 八 変更後の店舗所在 町田市根岸二丁目十八番地一
- 九 変更前の設置者住 町田市森野五丁目十八番二号  
所
- 十 変更後の設置者住 町田市金森四丁目一番二号  
所
- 十一 変更前の設置者 小山 克己  
の代表者名
- 十二 変更後の設置者 小山 真  
の代表者名
- 十三 変更前の小売業 株式会社三和ほか未定  
者の氏名又は名 称
- 十四 変更後の小売業 株式会社三和ほか十五名  
者の氏名又は名 称
- 十五 変更を行った小 株式会社三和  
売業者の氏名又

は名称

- 十六 変更前の小売業 町田市森野五丁目十八番二号  
者の住所
- 十七 変更後の小売業 町田市金森四丁目一番二号  
者の住所
- 十八 変更前の小売業 小山 克己  
者の代表者名
- 十九 変更後の小売業 小山 真  
者の代表者名
- 二十 変更日 令和五年六月一日ほか
- 二十一 届出日 令和五年十二月一日
- 二十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)
- 二十三 縦覧期間 令和五年十二月十八日から令和六  
年四月十八日まで。ただし、東京  
都の休日に関する条例(平成元年  
東京都条例第十号)に定める休日  
を除く。
- 二十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子  
積水桜が丘ビル

二 店舗所在地 東大和市桜が丘二丁目百四十二番一号	三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社	四 意見	ア 聴取者 東大和市長	イ 概要 意見なし	ウ 収受日 令和五年十一月三十日	五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)	六 縦覧期間 令和五年十二月十八日から令和六年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

